

質問に対する回答書

プロポーザル参加者 様

横浜市総務局管理課 新市庁舎整備担当課長

事業名：横浜市北仲通南地区熱供給事業

上記事業に関し質問がありましたので、次の通り回答いたします。

No.	書類名	頁	質問内容	回答
1	募集要項	3	「現在YITに対し熱供給を行う者が所有する熱源設備を廃止」とあるが、既存設備の廃止は現在の熱供給事業者が実施するという認識でよいか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	5	「余剰電力の新市庁舎への送電は、新市庁舎受変電設備から電気事業者へ逆潮流しない範囲とする」とあるが、本検討のため新市庁舎の想定電力負荷（月平均日の時刻別電力負荷、月別電力使用量）をいただきたい。	現状では想定できないためお示しできません。建物の規模、用途から推定してください。
3	募集要項	5	YIT機械室に、YITに供給する60℃温水用の設備を設置してもよいか。	基本設計の想定と大きく異なること、また、新市庁舎建設後はYIT搬入経路の確保の難しさ等を鑑み、YIT機械室に温水用設備を設置することはできません。
4	募集要項	8	費用負担区分概念図があるが、導管敷設ルートの現状案を教えてください。	【参考4 基本設計図書】DHC-M-27、DHC-M-34、DHC-M-36を参照してください。
5	別紙3	3	「CGS等の煙突は径800mm」とあるが、YIT側の煙突位置、径、高さも教えてください。	煙突位置は【質問回答参考1】の図面を参照してください。径、高さは以下のとおりです。 ・煙突径 800mm ・4階機械室内煙突高さ 4,045mm ・地上からの煙突高 118,160mm
6	別紙3	3	蓄熱槽を「非常時には非常用雑用水貯留槽に転用」とあるが、地下2階の蓄熱用熱源機械室で取り合うことでよいか。	非常用雑用水貯留槽として利用するための設備は、DHC設備とは別の系統として本体工事側で設けます。
7	別紙5	1	「冷水、中温冷水、温水とも、送り管および戻り管が独立」とあるが、効率が良くなる場合は戻り管を1本にまとめてよいか。	熱源運転の効率最大化に必要な計測が出来るような計画とするために、少なくとも熱源種別ごとの系統分けは行ってください。 なお、これに伴う本体工事側の設備の計画は変更しません。
8	別紙6	6	DHC関連諸室内設備で、照明・コンセントに関する記載はあるが、電話やテレビの記載がされていない。いずれも近くのシャフトからの取り合いでよいか。	本体工事にて直近EPSに端子盤を設けるので、以降配線工事をDHC事業者で行ってください。電話など必要な通信契約はDHC事業者自身で行ってください。
9	別紙9	3	<自家発補給契約料金について> 発電機を複数台設置する場合、全台数分で自家発補給契約に加入することでよいか。	発電機を複数台設置する場合には、自家発補給電力として必要な台数をDHC事業者で想定してください。

No.	書類名	頁	質問内容	回答
10			「1台当たりの容量が最大となる発電設備を所有する者の負担」とあるが、市庁舎所有の常用発電機は燃料電池のみでよいか。その場合、本料金はDHC事業者の負担になると考えられるが、燃料電池は市の所有物であるため、燃料電池分の料金については市側の負担になるという認識でよいか。	新市庁舎所有の常用発電機は燃料電池（200kW程度）を予定しています。 料金は、【別紙9 熱料金条件】「4(1) 電力料金」とおり、DHC事業者が横浜市に支払う電力料金と同一の、『東京電力エナジーパートナー（株）の「電気需給約款〔高圧〕」に定める種別のうち、「業務用季節別時間帯別電力（500kW以上）」』（以下「約款」という）を準用するものとします。 1台当たりの容量が最大となる発電設備をDHC事業者が所有する場合は、DHC事業者が自家発補給電力を使用した月には、DHC事業者は、約款で定める“自家発補給電力を使用した場合の基本料金および電力量料金”を横浜市に支払うものとします。自家発補給電力が使用されなかった月には、DHC事業者は、約款で定める“自家発補給電力を使用しなかった場合の基本料金”を横浜市に支払うものとします。 また、1台当たりの容量が最大となる発電設備を横浜市が所有する場合は、DHC事業者は自らが自家発補給電力を使用した月のみ、約款で定める“自家発補給電力を使用した場合の基本料金および電力量料金”を横浜市に支払うものとします。
11	別紙9	4	土地使用料の算定に必要となる敷地面積、建物延床面積を教えてください。	敷地面積は 13,486㎡ です。建物延床面積は 140,720㎡ を想定しています。ただし、建物延床面積は現時点での想定値であるため、実際の使用料算定は竣工時に確定した数値を用いることになります。
12	別紙9	4	パイプシャフト部分の面積は配管利用分に含まれているという認識でよいか。	ご理解のとおりです。
13	別紙9	5	<事業者がYIT管理組合へ支払う料金の構成について>電気並びに上下水道の基本料金の按分方法である「YIT管理組合が定める按分方法」を教えてください。	<電気基本料金> 電気事業者の基本料金請求額を対象床面積（41,677㎡）で割り、㎡単価を算出した上で以下の算式で電気基本料金を算出しています。 テナント賃貸借面積×㎡単価＝テナント電気基本料金 ※ 4階熱源機械室の賃貸借面積は、319.56㎡ としています。 <上下水道基本料金> 横浜市水道局からの請求単価に当該テナントの使用量を乗じ、算出しています。（横浜市水道局からの請求に基本料金の記載はありません。）
14			「YIT管理組合と一般電気事業者との契約単価」を教えてください。	本プロポーザルの参加意向申出書を提出いただいている事業者には別途提示致します。
15			YITの水道使用量算定のため、月別の蒸気使用量を教えてください。	現状YITでは蒸気を加湿と暖房に併用しており、加湿単独の使用量のデータがないためお示しすることができません。 参考までに、加湿と暖房を合わせた蒸気使用量の実績は2012年～2015年の最大値で70.2ton/月、5.6ton/日です。
16			貸付面積はどの部分を対象としているのか、対象部分を図示していただきたい。	YIT 4階の熱源機械室面積319.56㎡が貸付部分となります。【別紙9 熱料金条件】に記載の「提案時は、下記貸付面積を前提とし、熱供給契約時に需要家と事業者にて実質面積の精査を行い、金額を決定するものとする。」のとおり、契約時に実質面積の精査を行います。
17			YITの貸付賃料は、今回の熱料金に含めなくてよいか。含めない場合は、設備使用料に含めればよいか。	ご理解のとおり、YITの賃料については熱料金に含めず、設備使用料に含めることとしてください。
18			「賃貸人が定める賃料」を具体的に教えてください。	鑑定評価に基づく市場賃料をベースとします。なお、敷金は免除となります。
19			ガスはDHC事業者がガス事業者と契約締結するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	別紙10		別紙10の月平均熱負荷から算出する年間熱負荷と、別紙5の年間熱負荷が一致していないため、年間熱負荷は別紙5を正とし、月別の負荷率のみ別紙10を用いればよいか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	質問内容	回答
21	参考 4		更新時の搬入ルート等を検討するため、参考4で添付されている中の以下の図面のCADデータをいただきたい。 DHC-M-14～55, 57, 58, DHC-A-6～8, DHC-P-2, DHC-E-2, 14～25, 31, DHC-K-2～6, DHC-参-2～6	事業候補者の特定後、事業候補者にお渡しする予定です。
22	事業説明資料	3	「新市庁舎及びYIT管理組合の占有部分に関する管理業務」とあるが、占有部分とは「事業者が借りている部分」という解釈でよいか。また、主な業務は、清掃業務との解釈でよいか。	占有部分の解釈についてはご理解のとおりです。業務としては清掃に限らず、日常点検、安全・事故防止、火気、防犯などの管理業務全般とお考えください。
23	事業説明資料	3	「新市庁舎及びYIT管理組合の施設管理に協力する管理業務」とあるが、具体的にどのような業務を指すか。	施設管理に関わる打合せや連絡調整、施設点検、施設内の行事、イベント等による特別な協力要請への対応などを想定してください。
24	事業説明資料	4	「熱料金は、熱供給が開始した日から発生する」とあるが、本コンペ時の条件としては、平成32年2月1日より熱基本料金および、熱供給による従量料金が生じると考えて試算してよいか。	熱料金が発生するのは、新市庁舎側は平成32年2月1日（予定）、YIT側は平成32年5月31日までの協議で定めた日と計画しており、2施設で異なります。
25	事業説明資料	6	蓄熱槽容量に関して、3000tの範囲内で冷温水槽と冷水槽を区分出来る最小単位はいくらか。100t単位で区分可能と考えてよいか。	【参考 4 基本設計図書】DHC-K-2 ビット平面図に基づき想定してください。スリーブの設置等については実施設計段階での協議事項となります。 なお、本体工事の実施設計に影響する内容は概ね平成29年3月までに本体工事施工者と調整が完了するようにDHC事業者の設計を進めてください。
26	事業説明資料	6	DR実施について、より具体的な仕組みやプロセスを明示願います。 (1)DHC熱源電力予測を受け渡しする手法。 (2)DR通知や削減可能な熱負荷予測を受け渡しする手法。 (信号形式、タイミング、間隔、精度等) (3)熱・電気それぞれに求められる反応時間。 (4)DRの実施に伴うインセンティブの仕組み。	デマンドレスポンスについての詳細は、現在検討中です。具体的な内容は実施設計において、本市および連携連絡会と協議し決定します。
27	事業説明資料	7	「電力（6,600V 50Hz）は横浜市より有償にて供給する」とあるが、市庁舎特高受変電設備の定期点検時等に、全停電しないよう、本線と予備線を切替ながら点検を行う運用（そのような運用が可能な回路）になると考えてよいか。（※全停電する場合、その間の熱供給が停止する） また、上記運用確認のため、市庁舎側の特高受変電部分の単線結線図を提供願います。	基本的な運用はご理解のとおりです。【参考 4 基本設計図書】DHC-E-1のとおり、新市庁舎側からDHC事業者への電力供給は2系統を予定しています。また、市庁舎側から電力供給ができない場合、熱供給の停止はやむを得ないものと考えています。 なお、市庁舎側特高受変電部分の単線結線図は、特高受変電設備の構成や運用方法について現在設計中のためお示しできません。
28	事業説明資料	7	上記の場合、停電中の熱供給はYITも含めて停止する運用になると考えてよいか。もしくは、非常用発電機からの電力供給を考慮するのか。	新市庁舎側から電力供給できない場合は、市庁舎側、YIT側共に熱供給の停止はやむを得ないものと考えています。市庁舎の非常用発電機からDHCへの電力供給は考えておりません。
29	事業説明資料	7	「ガス事業者と直接契約する。」とあるが、熱料金を算定する際に用いるガス単価は、ガス事業者より回答が為され供給可能と確認が取れたガス単価を用いるという事でよいか。	提案者の考えるガス単価により熱料金を算出してください。
30	事業説明資料	9	試運転調整期間がH31年10月中旬～H32年1月下旬となっているが、本期間だけでは冷房に関する試運転調整が難しいと考える。 (1)H31年の夏季期間（受電以降）に前倒して試運転調整を実施することは可能か。 (2)もしくは、夏場（受電後）の工事期間中に冷房を必要とすることはないか。また、必要な場合の費用負担はどのように考えればよいか。 (3)また、H31年10月中旬以降で試運転を実施する際、試運転可能な冷熱負荷提供にご協力いただけるか。 (4)また、その際の費用負担については、応分負担と考えてよいか。（所掌区分・工事区分の通り）	(1)試運転調整の前倒しは協議によります。 (2)工事中の仮設冷房のためにDHCからの熱供給を必要とすることはありません。 (3)原則、想定しません。 (4)(3)のとおり想定しません。 夏季の運転に支障がないよう計画し、連携連絡会、運営連絡会等で調整してください。
31	事業説明資料	5, 9	設備試運転が可能な期間でのCGSの試運転において、 (1)逆潮流せずに定格発電を一定期間維持できる電力負荷を提供いただけると考えてよいか。 (2)また、その際の費用負担については、応分負担と考えてよいか。（所掌区分・工事区分の通り）	CGSの試運転に必要な、定格発電を一定期間維持できる電力負荷は、DHC事業者の負担により用意してください。

No.	書類名	頁	質問内容	回答
32	別紙3	1	補助金は要件の変更や不採択の可能性もあり、補助金を活用した提案は不明確な点が多いため、提案条件の統一性の観点から本プロポーザルコンペでは補助金額を加味しない熱料金を算出する事でよいか。 なお、参考として補助金を反映させた熱料金を算出する際は、要件が明確でない本年度公募された補助金以外は活用出来ないと考えてよいか。また、補助率は地方自治体に対する補助率と考えるとよいか。	補助金の有無について条件は示しません。補助金活用を考え、取得の可能性なども含め検討いただき熱料金を提案してください。
33	別紙3	2	燃料電池の排熱は、月別時刻別の熱量が明確となっていない。想定方法の仕方によっては経済性・環境性が大きく異なるため、提案内容の公平性観点から、80kWの排熱が22時～8時の間受けられる事とし、それ以外の時間帯は利用出来ないと考えてよいか。	燃料電池の排熱は、事業者募集要項のとおり余剰分として概ね最大80kWで22時～7時の間としています。それ以外の時間帯は利用できないものとしてください。
34	別紙3	2	地中熱利用設備により生成される冷温熱は、月別時刻別の熱量が明示されておらず、想定方法の仕方によっては経済性・環境性が大きく異なるため、提案内容の公平性観点から、地中熱利用設備により生成される冷温熱量は、入力エネルギー、出力の冷温熱量を共に、本コンペの評価、算定には含めない、と考えるがよいか。	地中熱利用設備は本体工事側で個別に構築しますので、DHC設備側とは関連がありません。
35	別紙3	4	非常時送電時の連絡用有線インターホンと、DHC中央監視盤のサブ監視パソコンに関して、新市庁舎およびYIT内の監視室位置、および室内設置位置等を図示願います。	新市庁舎は2階に中央管理室を計画しています。YITは地下1階防災センター（【参考6 YIT既存機械設備図面】M-42を参考）になります。室内設置位置は実施設計時に調整になります。
36	別紙3	4	「新市庁舎監視室及びYIT監視室に、副監視装置を設置し、供給温度・供給水量等を～」とあるが、監視する情報は、副監視装置を設置する建物の供給温度(往還)、供給水量、供給圧力、供給熱量の瞬時値のみを監視すると考えてよいか。	ご質問にある供給温度(往還)、供給水量、供給圧力、供給熱量の瞬時値に加え、下記の監視が出来るように計画してください。 ・熱源機器の運転状況 ・供給熱量の積算値 ・供給熱量の時刻別推移 詳細は、実施設計における協議により決定します。
37	別紙3	6	事業者独自で計画、設置する揚重設備の必要性を判断する上で、建物側で用意するクレーンの利用可能期間および揚重利用条件および、エレベーターの積載荷重、スペースなど利用条件を明示願います。（※計画資料など）	本体工事では新市庁舎の規模に応じた仮設エレベーター、タワークレーン等を配置する予定ですが、機種・台数・使用期間等の詳細は未決定です。DHC工事との具体的な共有のルール等は協議になります。
38	別紙6	2	上水設備に関して、 (1) 上水水槽の管理は建物側と考えるとよいか。 (2) システム構成に合わせ、水槽容量を変更してもよいか。	(1) DHC工事区分で設置する水槽は、DHC事業者にて管理を行ってください。 (2) 水槽容量、または水槽の有無も含め、適切な計画であれば変更は可能です。ただし、機械室の想定荷重の範囲内で計画してください。
39	別紙6	2	排水処理設備に関して、 (1) 各階の排水接続点を図示願います。 (2) 下水水槽の維持管理の所掌は建物側でよいか。 (3) 下水の排出基準（鉄、亜鉛等）はどのようにすればよいか。	(1) 機械室床スラブに排水管を立上げますので、機械室内ではスラブ上配管をDHC工事区分で施工してください。 (2) DHC事業者から排出する排水は直接公共下水道へ排水する計画としています。 (3) DHC事業者から排出する排水は公共下水道への排水基準に適合した水質としてください。
40	別紙6	2	ガス設備に関して、ガス配管の工事区分点を図示願います。	【参考4 基本設計図書】DHC-M-13に参考として示す通り、敷地北側より本体工事にて引き込んだ直後(地下1階)に分岐を設けますので、以降DHC事業者にて施工願います。なおガス供給の申し込みもDHC事業者でお願いします。
41	別紙6	2	テレビ・ラジオのアンテナ（含同軸ケーブル）は提供されると考えてよいか。提供される場合、取り合いの位置を図示願います。 また、高さ155mの屋上部（冷却塔等周辺）に携帯電話のアンテナは存在するか、ご教示ください。	4階の諸室に対するテレビ共聴設備としては、4階EPSに本体工事側で端子盤を設けますので、以降配線をDHC事業者でお願いします。ラジオの本体側対応は未定です。 携帯電話については、ビルとしての不感知対策は実施する予定ですが、現時点で屋上部での通話の可否は不明です。
42	別紙6	2	燃焼設備設置箇所におけるガス漏えい検知設備の設置は、本体工事とDHC工事のどちらの所掌範囲と考えればよいか。	消防法上必要となる、ガスもれ火災警報設備（ガス感知器）は、【別紙6 所掌区分・工事区分】3A.11に該当するものとして本体工事にて設置します。その他の法令に基づく、ガス漏えい検知設備の設置はDHC工事の範囲です。

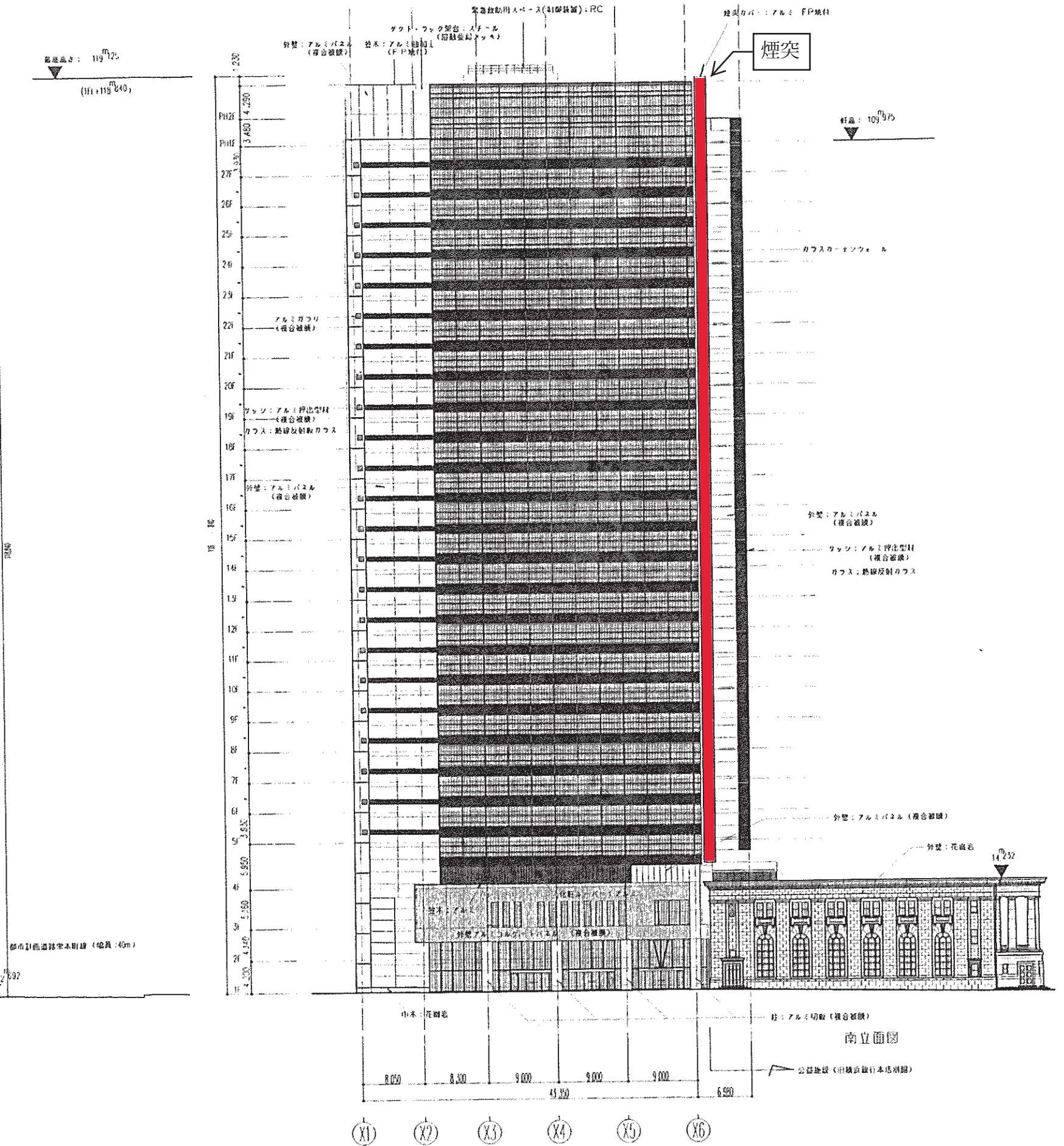
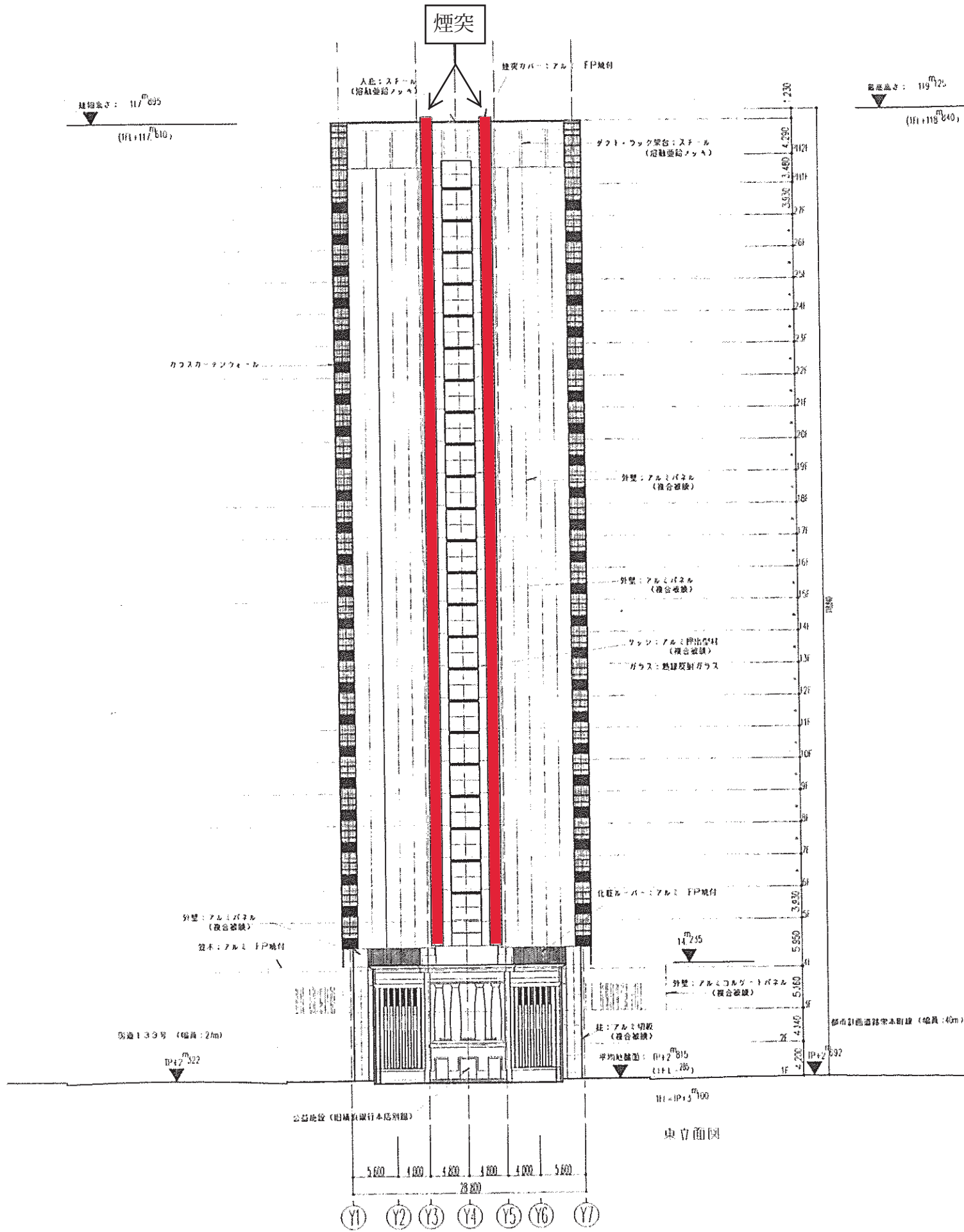
No.	書類名	頁	質問内容	回答
43	別紙 6		蓄熱槽施工時における安全性確保のため材料搬入用の仮設開口部を複数箇所設けられる事としてよいか。 また、仮設開口部の復旧は、本体工事の所掌としてよいか。	躯体工事用床開口(600角程度を想定)を引継ぎ使用する事は可能ですが、本体工事で複数箇所の開口は想定していません。蓄熱槽点検マンホール用の開口の活用等をご検討ください。仮設開口の追加設置・追加開口部の復旧はDHC工事の所掌とし、原則としてDHC事業者から本体工事への依頼工事とします。なお、その他DHC工事の安全性確保のための直接仮設施設(昇降・換気等)もDHC工事の所掌となります。
44	別紙 6		屋上の基礎・防水に関わる工事は本体工事とし、架台をDHC工事と考えればよいか。	屋上の構造床と一体として設置するコンクリート基礎は本体工事とし、以降をDHC工事とします。(【参考4 基本設計図書】DHC-K-6を参考としてください。)
45	別紙 6		4階、B2階の基礎・防水に関わる工事費算定のため、床断面図等(※構造が確認できるもの)を提供願います。	4階は【参考4 基本設計図】DHC-参-6を参考としてください。 地下2階は【質問回答参考2】を参照してください。
46	別紙 9	3	自家発補給電力契約の基本料金算定に伴う供給電圧は、特別高圧(20kV)と考えてよいか。 また、自家発補給電力契約の料金は、定期点検及び、突発故障等の使用想定を含めたコストと、考えてよいか。	【別紙9 熱料金条件】「4(1) 電力料金」のとおり、自家発補給電力契約の料金は、DHC事業者が横浜市に支払う電力料金と同一の、『東京電力エナジーパートナー(株)の「電気需給約款[高圧]」に定める種別のうち、「業務用季節別時間帯別電力(500kW以上)」を準用するものとします。 また、自家発補給電力契約の料金は、定期点検や突発故障等を想定したコストとお考えください。
47	別紙 9	3	事業者が横浜市から買電する電力について約款の電力料金に従うとあるが、実際には約款とは別に再生可能エネルギー促進賦課金が課されると考える。本プロポーザルコンペでは、2016年度の再生可能エネルギー賦課金2.25円/kWhを見込むことでよいか。 また、CGSの発電電力余剰分を横浜市へ売電する場合にも、同様に再エネ課金2.25円/kWhを加算した単価にて計算する事でよいか。	ご理解のとおりです。
48	別紙 9	4	「熱供給契約時に、事業者が行う使用許可申請は、事業者が実際に使用する面積で行う」とあるが、事業者ごとに想定が異なる事を防ぐため、B2Fと4Fの賃料算定のための使用面積の算定方法を具体的に示してほしい。 詳細に算定方法が示されない場合は、各事業者が提案に用いた図面等を元にした想定面積で賃料を算出するとし、公平性の観点から、面積算定根拠を、提案書に添付するとの理解でよいか。	熱供給事業の実施に必要な面積はDHC事業者によって異なるものとするため、使用面積はDHC事業者で算定してください。使用許可申請は、DHC事業者が専ら専有することになる面積を申請していただき、市と協議により決定します。 なお、本プロポーザルでの面積算定根拠等の添付は不要ですが、実際の申請に当たっては、DHC事業者自らが根拠図面等を作成することになります。
49	別紙 9	4	「PH2F冷却塔置き場等は下表の面積について、使用許可申請は見付け面積により算定する」とあるが、事業者ごとに想定が異なる事を防ぐため、具体的な見付け面積の算定方法を示してほしい。 なお、公平性の観点から、面積算定根拠を、提案書に添付するとの理解でよいか。	冷却塔置き場等の必要な面積はDHC事業者によって異なるものとするため、使用面積はDHC事業者で算定してください。使用許可申請は、DHC事業者が専ら専有することになる面積を申請していただき、市と協議により決定します。 なお、本プロポーザルでの面積算定根拠等の添付は不要ですが、実際の申請に当たっては、DHC事業者自らが根拠図面等を作成することになります。
50	別紙 9	5	YITにおける賃料は提案時の熱料金には含めず、事業者決定後に協議により決定する事でよろしいか。もし、熱料金に含める場合には事業者間の条件統一のため、算定する室面積と明確な賃料設定をお願いしたい。	ご理解のとおり、YITの賃料については熱料金に含めず、設備使用料に含めることとさせていただきます。
51	別紙 9	8	「料金は各需要家の熱料金開始の日から適用するものとする」とあるが、土地と建物使用料(賃料)が発生するのと同じく熱料金発生日からと考えてよろしいか。なお、敷金、共益費等はなしと考えてよいか。	<新市庁舎> 市庁舎側の熱供給開始日及び使用料発生日は、市が建物の仮引渡しを受ける平成32年2月1日からを予定しています。原則として市が建物の仮引渡しを受けた日から使用料が発生しますが、市の事情により熱供給開始日が大きく変更になった場合は、使用料発生日について協議する可能性はあります。 なお、平成32年2月～6月は市庁舎の引越し期間となります。この間の熱負荷等はお示している条件とは異なりますので考慮の上提案してください。 敷金や共益費は発生しません。 <YIT> 原則として、賃貸借契約締結日からとなりますが、必要により協議に応じます。敷金や共益費は発生しません。
52	別紙 10		月平均熱負荷において、網掛け箇所は負荷がない。と考えてよいか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	質問内容	回答
53	別紙10		月別の平日数と休日数を指定してほしい。また、土曜日は休日と考えてよいか。	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までは休日となり、その他が平日となります。
54	参考3		DHC設備のフロン法点検については、事業者が実施し需要家に報告、国への報告資料作成・報告作業は、需要家設備と合わせて実施する、と考えてよいか。	各管理者が報告するものとし、熱供給設備については、DHC事業者で資料作成・報告してください。
55	参考4	DHC-E-1	経済性を考慮し、変圧器の単機容量を500kVAから1000kVAの容量区分に変更してもよいか。	変圧器の単機容量は規定しませんが、エレベーターで運搬できる変圧器は500kVA程度までを想定しています。単機容量が大きくなる場合には、将来的な搬出入についても十分留意してください。
56	参考4	DHC-A-1～3	DHC用の付帯設備について、基本設計図面に「店舗用」と書かれているPACがあるが、DHC工事の所掌外と考えてよいか。	DHC管理室・DHC事務室用のエアコンはDHC所掌です。「店舗用」という記載は、用途ではなく機器仕様を表しています。なお、基本設計図で選定しているエアコンの機器仕様は、DHC事業者の計画を規定するものではありません。
57	参考4	DHC-C-16～19	受入施設に関し、以下の点をご教示ください。 (1)受入施設に設置する事業者負担の機器・計器類について、事業者募集要項内の記載と基本設計図書(図面)内の記載に差異があるが、募集要項内の記載を正として考えてよいか。(例えば、事業者募集要項ではストレナーは貸与となっているが、基本設計図書内では貸与の記載がない) (2)受入施設に設置する熱量等の計量のための計量器盤について、支給(貸与)は事業者、工事が本体工事との記載もあるが、電源工事、基礎工事についても、本体工事にて実施するとの理解でよいか。 (3)受入施設各計装機器(流量計、温度センサ等)からの計装工事についても、本体工事にて実施と考えてよいか。 (4)受入施設に設置する計量器盤の位置を図示してほしい。 (5)受入施設内において、事業者へ提供される機器・計器類、工事区分の詳細を示してほしい。	(1)事業者募集要項内の記載【別紙3 本事業の要求水準】「第1 2(2)カ 機器・計器類」を正とします。 (2)計量器盤(供給制御装置)は、機器・設置工事・電源ともにDHC工事とします。基礎を要する場合には実施設計の協議とします。 (3)いずれもDHC工事とします。 (4)実施設計段階での協議とします。なお、設置位置は4階を予定しています。 (5)実施設計段階での協議とします。 なお、本体工事の実施設計に影響する内容は概ね平成29年3月までに本体工事施工者と調整が完了するようにDHC事業者の設計を進めてください。
58	参考4	DHC-M-45 DHC-K-6	屋上防音壁に関し、 (1)冷却塔周囲防音壁における給気のための開口部は開口率0.5以上か。 (2)防音壁図面と騒音計算書を提供してほしい。 (3)防音壁開口と冷却塔の設置位置関係が分かる図面を提供してほしい。	(1)(3)実施設計における調整事項とします。 (2)DHC事業者にて作成願います。 なお、本体工事の実施設計に影響する内容は概ね平成29年3月までに本体工事施工者と調整が完了するようにDHC事業者の設計を進めてください。
59	参考4	DHC-A-7 DHC-K-5	4階の屋外空調機置き場に関して (1)基本設計図にあるとおりサブ変電室および中央監視室等の諸室用空調機の室外機を4F空調機置き場に設置してもよいか。 (2)屋上設置予定機器の一部を4階に設置することは可能か。 (3)利用可能な場合、設置面積と賃料を示してほしい。	(1)設置できる計画としています。ただし、当該箇所は本体工事の設備機器も設置するので、配置計画については実施設計段階での協議事項です。 (2)(3)屋上設置予定機器を4階屋外機置き場に設置することはできません。 なお、本体工事の実施設計に影響する内容は概ね平成29年3月までに本体工事施工者と調整が完了するようにDHC事業者の設計を進めてください。
60	参考4	DHC-K-2	基本設計図面では屋上設置予定のDHC専用冷却水補給水槽を地下湧水槽ピットに設置してもよいか。利用可能な場合、湧水槽ピットの容量を示してほしい。	湧水ピットとして利用しますので、転用は不可です。
61	参考4	DHC-P-2	防災用設備に関して、 (1)防災用の火災警報受信機盤・不活性ガス制御盤の主盤は本体工事にて設置されるか。 (2)主盤からDHC用副盤までの電気工事一式は本体工事と考えてよいか。 (3)主盤の設置位置を図示してほしい。 (4)DHC監視室の副受信機盤には、防火区画毎の信号(火災信号、消火設備起動信号)を受けると考えてよいか。	(1)(2)火災報知機設備の主装置から副受信機までの電気工事一式は本体工事とします。DHC設備のための不活性ガス消火設備は主装置含むすべてがDHC工事となります。 (3)新市庁舎2階の中央管理室を想定しています。図面でお示しすることはできません。 (4)実施設計での調整事項とします。 なお、本体工事の実施設計に影響する内容は概ね平成29年3月までに本体工事施工者と調整が完了するようにDHC事業者の設計を進めてください。
62	参考4	DHC-A-6	B2階の熱源機室EAは、基本設計図と同様に駐車場内に排出してよいか。	排出してよいです。ただし、排気温度については、駐車場の環境に著しく悪影響を与えないよう、35℃程度以下とってください。

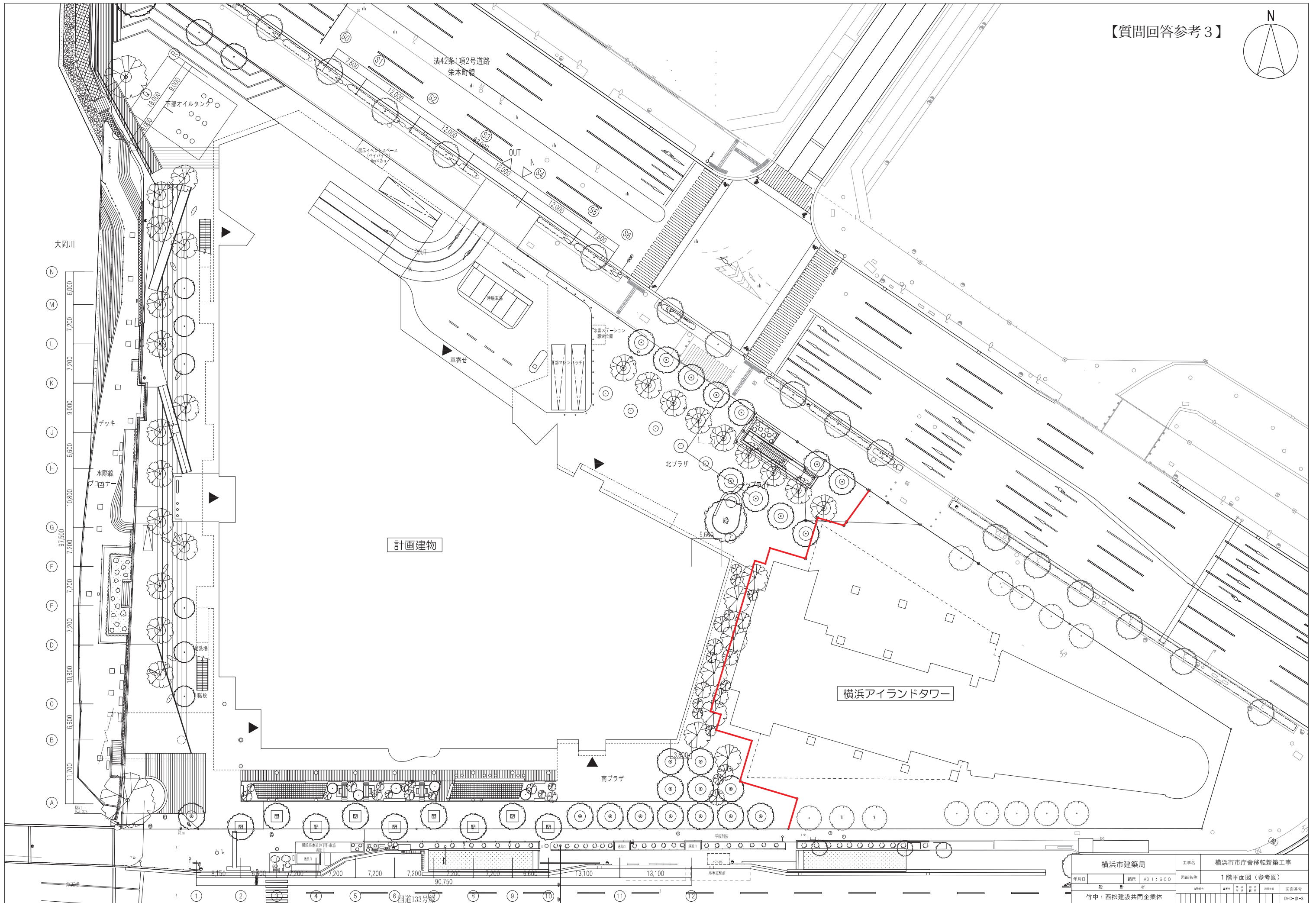
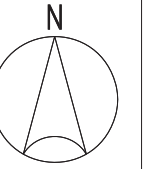
No.	書類名	頁	質問内容	回答
63	参考4		各フロア（堅管振止めが設置されているフロア）におけるPSのメンテロ及びスペースは用意されているか。	点検ロやスペースの確保等の必要性については認識しています。詳細については実施設計での調整事項とします。 なお、本体工事の実施設計に影響する内容は概ね平成29年3月までに本体工事施工者と調整が完了するようにDHC事業者の設計を進めてください。
64	参考4		テレメータ利用等による排気ガス中のNOx値の常時監視システムを構築する必要があるか。必要な場合は、システム構築のための条件（接続先のシステム、接続方法等）を示してほしい。	関係法令に準拠した計画としてください。
65	参考4		以下について、本体工事との取り合い位置を図示(系統図等)願います。 ①監視カメラ設備 ②入退室管理設備 ③構内交換設備等 ④入退室用のインターホン ⑤その他DHC監視室への設置を検討している設備	①②④DHC専有部分内および専有部分に直接出入りする部分については、DHC事業者において本体工事と独立したスタンドアロンの計画としてください。なお、設置を義務付けるものではありません。市庁舎エリアについては本体工事にて設置します。 ③新市庁舎の内線電話等をDHCエリアに設置する予定はありません。電話など必要な通信契約はDHC事業者が行ってください。 ⑤DHC事業者としての施設運用に必要な設備をDHC工事にて設置してください。なお、本体工事としては、自火報の副受信機を設置します。
66	募集要項	3	連携連絡会の実施頻度は週1回程度と想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	募集要項	5	1,000kW以上のCGS設置は、小規模のCGS複数台設置でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	募集要項	5	非常時、CGSにより発電した電力をYITへ送電する際に、DHC所内電力は、市庁舎所有の非常用発電機から供給されるということによろしいでしょうか。	新市庁舎の非常用発電機からDHCへの電力供給は原則として行いません。CGS補機、DHCの業務継続に必要な照明、コンセント等へCGSから供給したうえで、残りの電力をYITへ供給してください。
69	募集要項	6	募集要項にm3と記載ありますが、Nm3と言う解釈でよろしいでしょうか。m3とする場合、換算係数を提示願います。	Nm3としてください。
70	募集要項	6	DR実施時には電力負荷抑制を優先するために、熱の供給責任や総合COPの確保は一時的に免除されるという考えでよろしいでしょうか。また、事業者の損失については補填されると考えてよろしいでしょうか。	デマンドレスポンス実施時は電力負荷抑制を優先することを考えていますが、デマンドレスポンスについての詳細は、現在検討中です。具体的な内容は実施設計において、本市および連携連絡会と協議し決定します。
71	募集要項	6	総合COP算出の際に用いる外気温度条件を提示いただけますでしょうか。	外気温度条件はDHC事業者にて設定してください。なお、提案していただく総合COPは運営の中で将来に渡り必ず達成することが求められます。
72	募集要項	6	COPの算出式は[販売熱量/投入熱量]とし、CGSで発電した分の電力は[投入熱量]から差し引くということによろしいでしょうか。また、発電電力量が購入電力量を上回った場合、[投入熱量]の電力分は0とすることによろしいでしょうか。	発電電力量が購入電力量を上回った場合の投入熱量の電力分はマイナスとして計算してください。
73	募集要項	6	「SHASE-M0007-2005 p93」には低発熱量でCOPを算出するとの記載がありますが、提案様式4では高位発熱量[45MJ/Nm3]を用いて計算する旨の記載があります。試算においては、全て提案様式4の高位発熱量を用いるとの認識でよろしいでしょうか。	高位発熱量[45MJ/Nm3]として下さい。
74	募集要項	7	上水の水質をご提示いただけますでしょうか。	横浜市水道局のホームページでご確認ください。 http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/os/suidou-suishitsu/yokosui/suishitsu-kekka.html
75	別紙3		現時点で取得見込の補助金を熱料金計算に織り込むものの、実施段階で見込以上に取得できた場合や見込通り取得できなかった場合については、協議ということによろしいでしょうか。	提案時の熱料金単価は原則変更しません。補助金取得の可能性等を見込んだうえで熱料金単価を提案してください。
76	別紙3		建築業者と共同で補助金申請することも可能でしょうか。	適切な補助金申請であれば、市としてはそれを妨げるものではありません。なお、本体工事は原則関与しません。

No.	書類名	頁	質問内容	回答
77	別紙3		新市庁舎監視室及びYIT監視室での監視点数について、具体的にご提示いただけますでしょうか。	下記の監視が出来るように計画してください。 ・供給温度(往還)、供給水量、供給圧力、供給熱量の瞬時値 ・熱源機器の運転状況 ・供給熱量の積算値 ・供給熱量の時刻別推移 詳細は、実施設計における協議により決定します。
78	別紙3		DHCの施工において、本体工事の施工者による総合管理の元に行うとありますが、その管理費(コストオン、共益費)等、事業者が負担する費用の算出方法をお教えください。	【別紙3 本事業の要求水準】「第1 設計・施工に関する総則」「3 施工条件」「(1) 施工時の管理、調整」に記載の(7)から(9)及び安全衛生維持および総合管理に関する費用は本体工事の施工者が負担します。その他の管理費等の負担については【別紙6 所掌区分・工事区分】によりますが、具体的には本体工事との協議によります。
79	別紙3		仮設物について、用地の使用料は発生しないということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、【別紙3 本事業の要求水準】「第1 設計・施工に関する総則」「3 施工条件」「(14) 仮設設備」に記載のとおり、仮設物については敷地内の設置は困難なため敷地外に確保していただくこととしています。(一時的な仮置き場、加工場等の確保は本体工事との協議によります。)
80	別紙3		一時的な仮置き場、加工場等について、用地の使用料は発生しないということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	別紙3		現状、計画されている揚重設備についてご提示いただけますでしょうか。	本体工事では新市庁舎の規模に応じた仮設エレベーター、タワークレーン等を配置する予定ですが、具体的な機種・台数・使用期間等については未定です。
82	別紙3		維持管理・運営条件の業務内容について、新市庁舎の電力デマンド監視とありますが、全体のデマンド監視は事業者所掌ということによろしいでしょうか。	全体のデマンド監視の所掌は市庁舎ですが、DHC事業者においても全体のデマンドを随時監視し、電力デマンドを越えないように協力してください。
83	別紙3		既設YITの施設管理の従事区分、照明、換気、コンセント、水代等の費用区分、各種費用負担等についてお教えいただけますでしょうか。	YITにおける従事区分については、専有部は区分所有者、共用部は管理者(㈱アサヒファシリティズ)が管理を行います。熱供給事業者が使用する電気・水道については、個別の計量器により計量した使用量に基づき請求します。(質問13、14の回答も参照ください。)
84	別紙3		冷却塔は白煙防止型とありますが、運用時期との関連で白煙が出ない対策を講じれば白煙防止型としなくてもよろしいでしょうか。	白煙防止型に限定しませんが、白煙が発生しないよう計画してください。
85	別紙3		下水再生水について、設計ベースとしては、24時間運転で時間当たりの供給量を7.5m ³ /hと考えてよろしいでしょうか。	新市庁舎で供給を受ける下水再生水は地下貯水槽に貯留され減量分が随時補給されます。貯水槽から活用することで計画してください。
86	別紙3		総合COP算出の際、燃料電池からの排熱温水は22時～7時で80kWを仮定して計算してよろしいでしょうか。	燃料電池の排熱は、事業者募集要項のとおり余剰分として概ね最大80kWで22時～7時の間としています。
87	別紙5		YITの蒸気消費量の実績値を提出いただけますでしょうか。	現状YITでは蒸気を加湿と暖房に併用しており、加湿単独の使用量のデータがないためお示しすることができません。 参考までに、加湿と暖房を合わせた蒸気使用量の実績は2012年～2015年の最大値で70.2ton/月、5.6ton/日です。
88	別紙5、10		月平均熱負荷から求めた年間負荷(別紙10)と計画供給量の年間負荷(別紙5)について、市庁舎はほぼ同じ値となりますが、YITについては、計画供給量の年間負荷が月平均熱負荷から求めた年間負荷に対して、冷熱が約1.5倍、温熱が約1.6倍となっています。月平均熱負荷を上記の1.5～1.6倍したものを事業者の設計ベースとすることによろしいでしょうか。	年間熱負荷は別紙5を正とし、月別の負荷率のみ別紙10を用いてください。
89	別紙6		下水再生水のDHC工事範囲は別紙6にも記載があるように本体工事(DHC工事範囲外)でよろしいでしょうか。	新市庁舎で供給を受ける下水再生水は地下貯水槽に貯留されます。地下貯水槽から熱をくみ上げ熱源活用するための設備等はDHC工事範囲となります。

No.	書類名	頁	質問内容	回答
90	別紙7		情報通信連携に必要な設備の占有費用は発生しないという点でよろしいでしょうか。	DHC事業者が本事業を営むために新市庁舎の土地及び建物の一部を使用するためには原則として「行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例」等に基づき使用料が発生しますが、実際に機器を設置する場所の調整など、詳細は協議によります。
91	別紙9		CGSの常用余剰電力について、電力デマンド値が市と協議した値以下の場合にはCGSの運転を停止するとありますが、その値（概略値でも可）をご提示いただけますでしょうか。	具体的な電力デマンド値は、実施設計協議によります。
92	別紙9		自家発補給契約料金について、市庁舎所有の発電機よりも小さい規模の場合は市庁舎負担ということでしょうか。その場合、市庁舎所有の発電機容量をご提示願います。	料金は、【別紙9 熟料金条件】「4(1) 電力料金」のとおり、DHC事業者が横浜市に支払う電力料金と同一の、『東京電力エナジーパートナー(株)の「電気需給約款[高圧]」に定める種別のうち、「業務用季節別時間帯別電力(500kW以上)」』(以下「約款」という)を準用するものとします。 1台当たりの容量が最大となる発電設備を横浜市が所有する場合は、DHC事業者は自らが自家発補給電力を使用した月のみ、約款で定める「自家発補給電力を使用した場合の基本料金および電力量料金」を横浜市に支払うものとします。 なお、新市庁舎所有の常用発電機は燃料電池(200kW程度)を予定しています。
93	別紙9		横浜市との協議にて決定する契約電力について、市庁舎全体の最大電力となる時期のDHC実績値を想定すればよろしいでしょうか。また、新市庁舎(DHC分を除く)の月および時間別の電力デマンドの設計値をお教えいただきたい。	DHC事業者と横浜市との契約電力については、DHC事業者単独の最大電力です。電力デマンドの設計値データはお示しできません。
94	別紙9		土地使用料算出のために、敷地面積をご提示ください。	敷地面積は 13,486㎡ です。
95	別紙10		ピーク負荷に対する熱源設備容量の余裕率は、別紙10に記載の値を基準に事業者にて判断すればよろしいでしょうか。	別紙5及び別紙10からDHC事業者が判断してください。
96			積算上必要なため、既設YIT(機械室)の見学をお願いできますでしょうか。	YIT機械室の施設見学を行います。具体的なスケジュールについては本プロポーザルの参加意向申請書を提出いただいている事業者にて別途日程調整のご連絡を致します。
97			受入設備の配管圧損をお示しいただけますでしょうか。	提案者にて想定願います。なお、新市庁舎の冷水・温水・中温冷水の受入施設は4階です。
98			新市庁舎とYITの敷地境界を平面図に記載頂けないでしょうか。	【質問回答参考3】を参照してください。
99			庁舎の冷水、温水設備の取合場所、燃料電池排熱の取合場所をお教えください。	新市庁舎の冷水・温水・中温冷水の受入施設は4階です。 燃料電池排熱の取合場所は実施設計の協議事項とします。 なお、本体工事の実施設計に影響する内容は概ね平成29年3月までに本体工事施工者と調整が完了するようにDHC事業者の設計を進めてください。
100			庁舎の実施設計図面を提示いただけますでしょうか。	現在、実施設計の初期段階のため、実施設計図面はお示しできません。
101			冷却水の補給水量が基本設計の100m3を超える場合、補給水槽容量を大きくすることで建築構造設計への影響はありますでしょうか。	建築の耐荷重の関係から水槽容量は100m3を超えることはできませんので、100m3を超える場合は、【別紙3 本事業の要求水準】「第1 2(2)イ 設備計画条件」に記載の「冷却塔補給水量は1日使用量分を確保する」に関わらず、超過分は補給することで計画してください。
102			高調波流出抑制対策は、DHC事業範囲において「高調波抑制対策ガイドライン」を満たしていればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103			高圧変電室の場所および高圧変電室～DHC系統変電室の管路についてお教えください。	【参考4 基本設計図書】DHC-E-16を参照願います。 なお、特高受変電室はDHCサブ変電室に隣接しているものとお考えください。
104			市庁舎、YITのホットライン設置先および管路についてお教えください。	新市庁舎は2階に中央管理室を計画しています。YITは地下1階防災センター(【参考6 YIT既存機械設備図面】M-42を参照)になります。室内設置位置は実施設計時に調整になります。



Y I T 東立面図・南立面図



横浜市建築局		工事名	横浜州市庁舎移転新築工事	
年月日	縮尺	A3 1:600	図面名称	1階平面図(参考図)
設計者		竹中・西松建設共同企業体	図面番号	DHC-03-3